

東北地方太平洋沖地震による遺伝子組換え生物等の第二種使用等を行う研究施設等の被害への対応について

～ 遺伝子組換え生物等を扱う皆様へ ～

平成 23 年 3 月 14 日
文部科学省研究振興局
ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

本年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生しました。

この地震により被災された皆様にはお見舞い申し上げます。

さて、この地震により、遺伝子組換え生物等の第二種使用等を行う研究施設等において、破損その他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について拡散防止措置を執ることができない状況が発生していることが考えられます。

このような場合、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性に関する法律」（カルタヘナ法）第 15 条に基づき、直ちに、①その事故について応急措置を執るとともに、②速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を文部科学大臣に届け出ていただくようお願いしております。

皆様方の避難等の措置が最優先されますが、上記のような状況である場合、まずは、速やかに、文部科学省の生命倫理・安全対策室（下記の緊急連絡先）に連絡、相談いただくようお願いいたします。

ただし、施設等の被害の状況によっては、研究施設等の倒壊の危険、無理な対応により拡散を助長するおそれなども予想されることから、研究施設等の点検者の身の安全に留意しながら、冷静な対応をお願いいたします。

【緊急の連絡先】

文部科学省 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室

直通電話：03-6734-4113

メール：kumikae@mext.go.jp

（参考）遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性に関する法律

（第二種使用等に関する事故時の措置）

第十五条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている者は、拡散防止措置に係る施設等において破損その他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について第十二条の主務省令で定める拡散防止措置又は第十三条第一項の確認を受けた拡散防止措置を執ることができないときは、直ちに、その事故について応急の措置を執るとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならない。

遺伝子組換え生物等を扱う研究施設における停電への備えについて
～ 遺伝子組換え生物等を扱う皆様へ ～

平成 23 年 3 月 14 日
文部科学省研究振興局
ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

東北地方太平洋沖地震に関連し、3月14日から関東周辺地域において計画停電が実施されることとなりました。遺伝子組換え生物等を扱う施設においては、下に例示したものを始めとした、多種の電気使用設備・機器を利用しています。

そこで、遺伝子組換え生物等を使用する機関においては、停電に備えた対処をするよう、お願い致します。非常用電源を用意している場合には、多頻度・長時間に渡る停電に対応するものであるか、確認をしてください。また、停電・復電時のマニュアルを備えている場合にあって、今般の長時間停電に対応できるものであるか、確認をお願いします。

なお、停電に伴って水道やガス等の供給施設・排水施設等が停止することも想定されます。そうした留意点もあるので、可能な限り研究者単独ではなく、施設管理者も含めて、対応を御検討頂くようお願い致します。

((電気により作動する施設や設備の例))

オートクレーブ

起動後に停電となった場合、不活化が不十分となることが想定されます。作動状況について、よくチェックして下さい。

出入口の電子施錠、エアシャワー

実験開始後に停電となった場合でも、落ち着いて退室し、かつ、組換え生物等の持出しが生じないように、日頃から対処方法をチェックして下さい。

安全キャビネット

使用時に停電となった場合の対処を点検して下さい。

空調設備

組換え生物を除去するフィルターを備え、外部や室内に空気を再循環させる目的、室内の陰圧を保つ目的等で換気設備を用いている場合、それらの停止が想定されます。そういった場合の対処方法を点検しましょう。誤って窓開放や換気扇を作動させないように、注意して下さい。

遺伝子組換え生物等の移送について
～ 遺伝子組換え生物等を扱う研究者の皆様へ ～

平成 23 年 3 月 17 日
文部科学省研究振興局
ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

東北地方太平洋沖地震に関連し、施設の破損、停電の実施等により、組換え生物の維持管理が困難である場合、他の地域・機関へ移送することがあると思われます。その場合の注意点についてお知らせします。

なお、ここでは第二種使用等をする生物等についてお知らせします。第一種使用（圃場での使用等）の場合は、別途、御相談下さい。

【 移送時の措置 】

- ・ 拡散防止措置について
 - ① 組換え生物が漏出・逃亡等しない構造の容器に入れてください。
 - ② P3、P3A 以上の拡散防止措置が必要な物を運搬する場合、二重に梱包する等により、輸送中事故等で破損をしても漏出しないようにしてください。
 - ③ 最も外側の見やすい場所に、取扱に注意を要する旨を表示してください。
- ・ 移送先に対して、文書交付、容器包装への表示、FAX、電子メールのいずれかにより、以下の情報を提供して下さい
 - ① 当該生物について第二種使用している旨。
 - ② 当該生物の宿主、及び組換え遺伝子の名称。
 - ③ 譲渡者の氏名・住所。法人の場合は法人名・責任者氏名・連絡先。

【 保管時の措置 】

- ・ 移送先で保管する際には、所定の場所に保管してください。また、保管設備に組換え生物である旨を表示してください。

【 移送後に容器を開封する場合 】

- ・ 移送後に容器を開封し、維持管理をする場合は、機関実験又は大臣確認実験の扱いとなりますので、譲渡元と取扱を相談してください。
- ・ 拡散防止措置の大臣確認が必要な場合は、事前に文部科学省に御相談願います。